

(目的)

第1条 この規程は、定款第15条第3項及び第29条第3項の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬及び費用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 評議員及び役員をいう。
- (3) 常勤役員 この法人の事務所を主たる勤務場所とする役員をいい、理事については常勤理事、監事については常勤監事という。
- (4) 非常勤役員 常勤役員でない役員をいう。
- (5) 報酬等 役員等に対して職務の執行の対価として支給される公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用 役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費その他の経費（実費）をいう。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、報酬及び費用を支給することができる。

- 2 常勤理事には、月額報酬及び通勤手当を支給することができる。
- 3 前項の月額報酬は毎月25日（休日であるときは、その前の休日でない日）に、通勤手当は通勤用定期乗車券購入月の25日（休日であるときは、その前の休日でない日）に、それぞれ本人に銀行振込又は現金で支給する。
- 4 非常勤役員には、理事会又は評議員会に出席の都度、報酬及び費用を支給することができる。
- 5 評議員には、評議員会に出席の都度、報酬及び費用を支給することができる。
- 6 前2項の報酬及び費用は、支給対象者が出席した理事会又は評議員会の当日に現金で本人に支給する。
- 7 役員等には、出張における日当及び宿泊費を支給することができる。

(報酬等及び費用の額)

第4条 前条の役員等に対する報酬及び費用の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 常勤理事の月額報酬 1人当たり年間総額600万円（法令に基づき月額報酬から控除すべき額を除く。）を超えない範囲で評議員会において決議した額を12で除した額
- (2) 常勤理事の通勤手当 所得税法に定める通勤手当の非課税限度額（以下「非課税限度額」という。）を超えるものは超えた額の半額と非課税限度額との合計額を上限とし、定期乗車券の現物又は相当額を、又は定期乗車券を発行しないバスの利用者に対しては出勤日数に応じて回数乗車券又は相当額を支給する。（支給後その有効期間の途中において非課税限度額の改定があった場合は、遡及して精算せず次回からこれを適用する。）
- (3) 非常勤役員の報酬 理事会又は評議員会に出席の都度、1人1回当たり源泉所得税額を除いた正味額3万円（理事会及び評議員会が同日に開催され、非常勤役員が同日にこれらの会議に出席するときは、当該者の評議員会の出席について報酬は支給しない。）
- (4) 評議員の報酬 評議員会に出席の都度、1人1回当たり源泉所得税額を除いた正味額3万円
- (5) 監事の報酬 監査に係る職務執行の対価として、源泉所得税額を除いた正味額3万円を支払う。
- (6) 役員等の費用 交通費、旅費その他の経費（実費）
- (7) 役員等の出張における日当 1人1日当たり1万円（理事会又は評議員会に出席するための出張にあっては、2日以上の場合に1日を減じた日数について支給する。）
- (8) 役員等の出張における宿泊費 別表に定める金額
- (9) 一事業年度において、評議員に対して支給される第4号及び前2号の額の合計額が、定款第15条第1項に定める総額を超える額となる場合は、当該超える額について支給しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 この規程の変更は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 この規程の変更は、令和5年6月1日から施行する。

別表

区 分	金額（1泊当たり）
理事長	20,000円
専務理事	18,000円
理事・監事・評議員	16,000円